

てつどうしに

あって、それぞれの運輸機関ごとに運送契約を締結するのであって、通して運送することはできない。(西山清氏)
てつどうしにかんするかんこうぶつ 鉄道史に関する刊行物 わが国の鉄道発達に対する基本的文献としては、鉄道創始以来大正9年鉄道省の設置にいたる50年史、すなわち「日本鉄道史」3巻と鉄道院編「本邦鉄道の社会および経済に及ぼせる影響」3巻、および昭和12以降、公共企業体日本国有鉄道の画期的な新発足前夜までを取扱った「日本陸運十年史」4巻とともに重要なものである。

日本鉄道史(鉄道省編、大正10年刊、菊判2,981ページ)は帝国鉄道庁の本格的資料調査、鉄道院の編さんなど5箇年にわたりいくたの困難と多大の努力を費して完成、わが国鉄道の沿革と発達の経緯を詳細に記述した、日本鉄道通史の先駆といわれるもの。鉄道創業時代、官私鉄道並進時代、鉄道国有時代の3篇から成り、上篇は明治以前の事蹟として蒸気車の渡来に始まる鉄道の創始、線路延長、幹線敷設、私鉄の創始・発達から鉄道敷設法の公布にいたる明治25年までを、中篇は官設鉄道、私鉄の発達、鉄道の監督および法令、軌制問題、鉄道国有法の施行におよぶ明治39年までを、下篇は明治40年以降の国鉄・私鉄の発達と広軌鉄道改築案にいたるまでを取扱っている。各篇に写真・図版を入れ、附録として鉄道年表と索引が添えてある。本書の正確・詳細な記録は鉄道史研究のための基礎資料として欠くことのできないものとなっており、日本における鉄道発達の歴史を伝える貴重な文献。

本邦鉄道の社会及経済に及ぼせる影響(大正5年刊、菊判1,690ページ)はわが国鉄道の開通以来、50年間の進歩発達によって社会・経済上いかなる影響をおよぼしたかを調査したもの。上中下3巻、18章に分れ、上巻でわが国鉄道の発達と貨客運輸の改善について述べ、中下巻で農業・畜産業・水産業・山林業・鉱業・蚕糸業・製造工業など各種産業に及ぼした影響を記述、その調査の範囲も進んで鉄道が他の運輸機関、郵便・電信、外国交通などにおよぼした影響はいまでなく、人口の分布、社会各般の制度・文物・風俗・習慣におよんでいる。系統的調査の結果公刊された權威ある資料であり、日本における経済・社会上の文献として貴重な貢献をなしたもの。

日本陸運十年史(運輸調査局編、昭和26年日本国有鉄道刊、A5判1,749ページ)は第2次世界大戦時・戦後にわたる日本陸上運輸に関する史料を財団法人運輸調査局が編集、後世に残る陸運施策の記録として特筆すべきもの。全3部に分れ、第1部は戦時交通篇で総論から戦時下陸運機構の変遷、運輸施設の保守・増強・防衛・復旧・戦時鉄道輸送の推移を述べ、さらに戦時運輸における経営および財政、戦時輸送と国鉄資材、鉄道労働の戦時体制を説明し、つぎに自動車運送における戦時体制、地方鉄道および軌道における戦時輸送から陸上小運送における戦時体制におよんでいる。第2部は戦後交通編で総論から連合軍の鉄道管理、陸運機構の改編、鉄道施設の復旧対策とその実施、鉄道輸送の混乱と復旧などを述べ、さらにインフレと鉄道経営、終戦における資材・労働問題、自動車輸送の動向、地方鉄道と軌道の混乱と復旧、終戦後的小運送問題にいたり結語となっている。第3部は附録編で238ページにわたる詳細な日本陸運十年史年表と索引が添えられている。年表は鉄道を中心とし編年体により暦日順に編さん、独立した参考資料としても独自の存在の意義と価値が認められる。

また通史以外部分的・専門の資料・記録としておもなものに通信省鉄道局編「鉄道国有始末一斑」と鉄道省編「国有十年」とおよび「鉄道一瞥」などあげることができる。

鉄道国有始末一斑(明治42年刊、46倍判1,078ページ)は鉄道国有法により主要私鉄17社を買収、国有とした経過を当時の調査報告書によりとりまとめたもの。鉄道国有法制定の沿革から臨時鉄道国有準備局の設置、買収の順序と期日、および買収価格から成り、国有実施にいたるまで一切の記録がおさめられてある。国営による鉄道交通網の実現がどのようにして達成されたかを知る好文献。

国有十年(大正9年刊、46倍判、332ページ)は鉄道国有後の第1期、10年間の施設と成績を概観した発達史、大正5年度英文鉄道年報のほん説。

鉄道一瞥(べつ)(大正10刊、菊判176ページ)は鉄道に関する旧話、年表、現況、記事、統計、図表などを組合せ、大正10年と明治5年時代の国有鉄道発達の概要を編述、鉄道の今昔を比較したもの。興味ある史料が盛られてある。鉄道50年記念出版物。

別に国有鉄道の歴史と現況を簡単に紹介したものに運輸調査局編「鉄道80年の歩み」が刊行されている。

鉄道80年の歩み(昭和27年日本国有鉄道刊、A4版横綴131ページ)は一般に鉄道常識を普及し鉄道に対する理解と親しみを深める目的で、国鉄の収集した資料を財団法人運輸調査局が編集したもの。日本経済の発展と鉄道の果した役割について概観し、ついで部門別に国有鉄道発達の概要を述べ、つぎに国有鉄道とともに発達して来た民営鉄道史につき略述し、終りに世界の鉄道との比較を試みている。オールアート紙を使用、図表・写真も多く、平易な記述のうちに日本鉄道発達の概要を理解する鉄道歴史の写真帳ともいわれるもの。鉄道80年記念出版物。(川村徳治)

てつどうしほうけいさつ 鉄道司法警察 一般警察のほかに特別司法警察制度がある。この制度は社会の発展に伴ない、各種の犯罪の捜査に対してつぎのような利点があるために設けられたものである。

1 特定の地域もしくは施設内に発生し、捜査に特別の知識を必要とする犯罪について、特別司法警察職員をとくにこの特定の地域または施設内に配置したり、またはこれに特別の訓練を施す必要がなくなり、費用を節約することができる。

2 施設の運営に、附隨的に犯罪の発生の予想される場合、これが防遏のため、当該職員を特別司法警察職員に指名することは、犯罪の防止に便宜であることはもとより、国家的事項たる場合にあっては、これら業務の円滑なる運営をもたらすもので、より能率化することができる。

以上の利点を実現させるために大正11年新たに刑事訴訟法が制定公布された際、同法第251条に右の要請に応ずる措置がとられた。

刑訴法第251条 森林、鉄道其ノ他特別ノ事項ニ付司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者及其ノ職務ノ範囲ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

本条にもとづいて大正12・12・28勅令第528号(司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者ノ指定等ニ関スル件)が制定され、特別司法警察制度が確立された。鉄道司法警察制度もまたこのときに発足をみたのである。制定当時この職務を行っていた職員は

1 司法警察員の職務を行う者

駅長 229 車掌区長 47

2 司法巡査の職務を行う者

駅助役 504 車掌区助役および車掌 631

であったが、終戦後における社会状勢の一変により、この制度